

## 土木工事等建設資材単価公表要領

## 1 目的

公共工事の執行については、透明性・客観性・妥当性の確保が求められており、これらを確認する観点から、積算基準類の一つである建設資材単価を公表することにより、受注者の的確な見積もりに資するとともに、その競争性・公平性を期するものである。

## 2 公表の内容

## (1) 公表の対象

茨城県土木部が発注する土木工事及び建築工事の積算に用いる建設資材単価（以下「資材単価」という。）及び「茨城県土木部指定工場」。

## (2) 公表の範囲

資材単価のうち、一般的な資材については（財）建設物価調査会及び（財）経済調査会（以下、「物価調査機関」という。）から市販されている「月刊・建設物価」及び「月刊・積算資料」（以下、「物価資料」という。）に掲載されている価格を基に単価を設定しているため、すでに公表済みとみなし閲覧資料に含めないものとする。

したがって、公表する閲覧資料には上記物価資料に掲載されていないものについて、市場取り引き価格の実態調査（市況調査）を物価調査機関に委託し、その結果を基に設定した資材単価を掲載する。

## 3 公表の方法

公表の方法は閲覧及びインターネットによるものとし、以下のとおりとする。

## (1) 閲覧場所

資材単価の閲覧場所は、県庁舎 1 階「公共事業情報センター」とする。

## (2) 閲覧方法

公表資料の閲覧方法は、資材単価表を所定の場所に設置し、希望者に閲覧するものとする。公共事業情報センター内でのコピーは可能（カメラおよびハンディーコピーの使用を含むものとする。）とする。具体的資材単価の内容等に関する電話等による問い合わせには応じないものとする。

## (3) 閲覧時間

月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律台 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く）の午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 4 時までとする。ただし、必要がある場合は、閲覧時間について制限することがある。

## (4) 公表資料の管理・保管

公表資料の貸し出しは行わないものとする。

## (5) 公表の時期

公表する資材単価の公表時期は、原則毎年度当初（4 月）の年 1 回とする。

## (6) インターネットによる公表

下記ホームページ上で閲覧できる（茨城県のホームページ 部局のホームページ 検査指導課のホームページ）。

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/01class/class03/>

なお、茨城県指定工場データについては、変更等に合わせ、随時更新する。

## 4 その他

この要項に定めのない事項については、別に定めるものとする。

本要領は、平成 8 年 7 月 15 日から適用するものとする。

本要領は、平成 14 年 4 月 15 日から適用するものとする。

本要領は、平成 15 年 12 月 1 日から適用するものとする。

本要領は、平成 16 年 5 月 6 日から適用するものとする。

## 公共工事設計労務単価公表要領

## 1 目的

公共工事の執行については、透明性・客観性・妥当性の確保が求められており、これらを確認する観点から、積算基準類の一つである設計労務単価を公表することにより、受注者の的確な見積もりに資するとともに、その競争性・公平性を期するものである。

## 2 公表の内容

## (1) 公表の対象

茨城県土木部が発注する土木建築工事及び測量設計業務の積算に用いる設計労務単価（以下「労務単価」という。）を公表する。

## (2) 公表の範囲

土木建築工事の積算に用いる設計労務単価は、公共事業労務費調査連絡協議会（農林水産省、国土交通省）が必要に応じ年度内の適当な時期に実施する公共事業労務費調査結果の平均値を基に設定した労務単価を掲載する。

測量設計業務の積算に用いる設計労務単価は、国土交通省において適用している単価を基に設定した労務単価を掲載する。

## 3 公表の方法

公表の方法は閲覧及びインターネットによるものとし、以下のとおりとする。

## (1) 閲覧場所

公表資料の閲覧場所は、県庁舎 1 階「公共事業情報センター」とする。

## (2) 閲覧方法

公表資料の閲覧方法は、資材単価表を所定の場所に設置し、希望者に閲覧するものとする。公共事業情報センター内でのコピーは可能（カメラおよびハンディコピーの使用を含むものとする。）とする。具体の資材単価の内容等に関する電話等による問い合わせには応じないものとする。

## (3) 閲覧時間

月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律台 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く）の午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 4 時までとする。ただし、必要がある場合は、閲覧時間について制限することがある。

## (4) 公表資料の管理・保管

公表資料の貸し出しは行わないものとする。

## (5) 公表の時期

公表する労務単価の公表時期は、原則毎年度当初（4 月）の年 1 回とする。

## (6) インターネットによる公表

下記ホームページ上で閲覧できる（茨城県のホームページ 部局のホームページ 検査指導課のホームページ）

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/01class/class03/>

## 4 その他

この要項に定めのない事項については、別に定めるものとする。

本要領は、平成 9 年 6 月 1 日から適用するものとする。

本要領は、平成 14 年 4 月 15 日から適用するものとする。

本要領は、平成 15 年 12 月 1 日から適用するものとする。